

使用料について

・ 地上波（テレビ・ラジオ）CM放送の使用料について	2
放送回数報告スケジュールの例	4
・ インターネットCM配信の使用料について	5
配信回数報告スケジュールの例	6
・ 劇場用CMの上映使用料について	7
・ 店頭でのCM上映・演奏の使用料について	8
店頭でのCM上映・演奏使用料早見表	9
・ 街頭ビジョン・デジタルサイネージ・交通機関CMの上映使用料について	11
・ 広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料について	12

地上波(テレビ・ラジオ)CM放送の使用料について

テレビCM放送及びラジオCM放送の使用料は、放送局ごとに定めた放送1回当たりの単価に、放送された放送回数に乗じて算出します。放送1回当たりの単価は、次の表のとおりとなっており、放送する時間帯や放送1回当たりの音楽の利用時間にかかわらず単価は一律です。

◆ 放送1回当たりの単価(使用料規程第2章第2節放送等(放送等の備考)⑥)

地上波テレビ放送を行う一般放送事業者

類別	単価(円)	放送局
第1類	12,000	日本テレビ放送網、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日
第2類	8,400	読売テレビ放送、毎日放送、関西テレビ放送、朝日放送テレビ、テレビ東京
第3類	7,200	中京テレビ放送、CBCテレビ、東海テレビ放送、名古屋テレビ放送
第4類	4,800	札幌テレビ放送、福岡放送、北海道放送、RKB毎日放送、北海道文化放送、テレビ西日本、北海道テレビ放送、九州朝日放送、東京メトロポリタンテレビジョン
第5類	3,600	広島テレビ放送、東北放送、信越放送、新潟放送、静岡放送、山陽放送、中国放送、仙台放送、福島テレビ、新潟総合テレビ、テレビ静岡、テレビ北海道、テレビ愛知、テレビ大阪、TVQ九州放送
	3,000	第1類から第5類までに記載のない放送局

地上波ラジオ放送を行う一般放送事業者

類別	単価(円)	放送局
第1類	5,000	TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送
第2類	3,500	エフエム東京、J-WAVE、毎日放送、朝日放送ラジオ、大阪放送
第3類	3,000	アール・エフ・ラジオ日本、CBCラジオ、東海ラジオ放送、エフエム大阪
第4類	2,000	北海道放送、STVラジオ、横浜エフエム放送、エフエム愛知、ZIP-FM、エフエム802、RKB毎日放送、九州朝日放送
第5類	1,500	エフエム北海道、エフエムノースウェーブ、東北放送、エフエム仙台、ラジオ福島、新潟放送、信越放送、静岡放送、静岡エフエム放送、京都放送、ラジオ関西、兵庫エフエム放送(Kiss-FM KOBE)、山陽放送、中国放送、広島エフエム放送、エフエム福岡、CROSS FM
第6類	1,250	第1類から第5類までに記載のない放送局

◆ 使用料の計算方法について

テレビCM放送報告書兼請求明細書の「放送局及び放送回数」に放送局ごとの放送回数を入力することにより、使用料が算出されます。

計算例

地上波テレビで3か月間に各類別で合計21,000回の放送した場合の使用料は、次の表のとおりです。

(単位:円)

類別	単価(円)	放送回数	小計	使用料	105,600,000
第1類	12,000	1,000	12,000,000	消費税相当額(10%)	10,560,000
第2類	8,400	2,000	16,800,000	請求額	116,160,000
第3類	7,200	3,000	21,600,000		
第4類	4,800	4,000	19,200,000		
第5類	3,600	5,000	18,000,000		
第6類	3,000	6,000	18,000,000		
合計		21,000	105,600,000		

(イ)

(ロ)

◆ 減額計算の適用について

放送回数の合計が100回を超え、次の条件を全て満たした場合に限り、使用料規程第2章第2節 放送等(放送等の備考)⑥(イ)に基づく減額計算を適用します。

- ①放送報告期間が3か月以内であること
- ②放送終了日の2か月後の末日までに当該期間の放送回数をする事

ご注意

放送の開始前日までに広告展開利用申込書の提出がなかった場合、放送回数の計上漏れがあった場合などは、減額の計算の適用ができませんので、ご注意ください。

計算例

2の計算例に減額計算を適用した場合は、次のとおりとなります。

ア 放送1回当たりの平均単価を計算します。 使用料(ロ) ÷ 放送回数合計(イ) = 平均単価

$$105,600,000円 \div 21,000回 = 5,028.57(小数点第3位四捨五入)$$

イ 放送回数の合計を放送回数に応じ各区分に振り分け、アで計算した平均単価と区分ごとに定めた減額係数を乗じます。

ウ 区分ごと得られた小計を合計することにより減額使用料が算出されます。

放送回数区分	回数	平均単価(ロ/イ)	減額係数	小計	減額使用料	41,209,129
100回まで	100	5,028.57	1.00	502.857	消費税(10%)	4,120,912
101~300回	200		0.90	905.142	減額請求額	45,330,041
301~500回	200		0.70	703.999		
501~3,000回	2,500		0.45	5,657.141		
3,001~10,000回	7,000		0.40	14,079.996		
10,001回以上	11,000		0.35	19,359.994		
合計	21,000				41,209,129	

放送回数報告スケジュールの例

放送開始前 日まで	期 間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
広告展開 利用申込	①	CM放送期間					放送回数報告 後期間終了後 2ヵ月：提出 期限：	請求	支払期限： 30日後 請求日から												
	②				CM放送期間					放送回数報告 後期間終了後 2ヵ月：提出 期限：	請求	支払期限： 30日後 請求日から									
	③								CM放送期間				放送回数報告 後期間終了後 2ヵ月：提出 期限：	請求	支払期限： 30日後 請求日から						
	④											CM放送期間					放送回数報告 後期間終了後 2ヵ月：提出 期限：	請求	支払期限： 30日後 請求日から		

インターネットCM配信の使用料について

インターネットCM配信の使用料は、配信回数1,000回当たりの単価に、CM配信回数(千回単位)を乗じて算定します。配信するサイトや配信1回当たりの音楽の再生時間にかかわらず単価は一律です。

- ◆ **配信回数1,000回当たりの単価**
50円

- ◆ **使用料の計算方法について**
インターネットCM配信報告書兼請求明細書の「配信回数」にサイトごとの配信回数を入力することにより、使用料が算出されます。

計算例

1サイトで20,892,866回の配信した場合の使用料は、次のとおりです。

1,000回当たりの単価		配信回数(千回単位)		使用料(税別)
50円	×	20,892	=	1,044,600円

- ◆ **減額計算の適用について**
減額計算1

次の条件を全て満たした場合に限り、使用料規程第2章第11節インタラクティブ配信(インタラクティブ配信の備考)⑥に基づく減額計算を適用します。

- ① 配信回数が100,000回を超えていること
- ② 配信報告期間が3か月以内であること

ご注意

配信の開始前日までに広告展開利用申込書のご提出がなかった場合は、減額の計算の適用ができませんので、ご注意ください。

計算例

2の計算例に減額計算を適用した場合は、次のとおりとなります。

配信回数の区分に基づき、単価と回数別に定められた減額率を適用します。

配信回数区分	配信回数(千回単位)		実質単価	(減額率)		使用料小計
100,000回まで	100	×	50	0%	=	5,000 円
100,001~1,000,000回	900	×	45	10%	=	40,500 円
1,000,001~5,000,000回	4,000	×	40	20%	=	160,000 円
5,000,001~10,000,000回	5,000	×	35	30%	=	175,000 円
10,000,001~20,000,000回	10,000	×	30	40%	=	300,000 円
20,000,001回以上	892	×	25	50%	=	22,300 円
						減額後の使用料(税別)
						702,800 円

減額計算2

配信報告期間を3か月以内としたときに、配信終了日の2か月後の末日までに配信回数を正確に報告した場合は、使用料規程取扱細則(第11節インタラクティブ配信)第3条第1項第3号の規定に基づく減額を適用します。

計算例

2の計算例に減額計算1を適用し、更に、減額計算2を適用した場合

減額計算1を適用した使用料		5%の減額		減額後の使用料(税別)
702,800円	×	95%	=	667,660円

ご注意

配信回数の計上漏れがあった場合などは、減額の計算の適用ができませんので、ご注意ください。

- ◆ **最低使用料について**

使用料を算定した結果、金額が5,000円に満たない場合の請求額は5,000円(税別)となります。

配信回数報告スケジュールの例

の前日まで	期間	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
広告展開利用申込	①	配信期間①					回数報告提出期限：配信期間①の終了日から2カ月後の末日	請求	支払期限：請求日から30日後												
	②				配信期間②					回数報告提出期限：配信期間②の終了日から2カ月後の末日	請求	支払期限：請求日から30日後									
	③							配信期間③					回数報告提出期限：配信期間③の終了日から2カ月後の末日	請求	支払期限：請求日から30日後						
	④										配信期間④					回数報告提出期限：配信期間終了日から2カ月後の末日	請求	支払期限：請求日から30日後			

劇場用CMの上映使用料について

◆ 使用料の計算方法

劇場用CMの上映使用料は、次の表の1スクリーン当たりの使用料額に、同時に上映するスクリーン数を乗じて算出します。

1曲1スクリーン当たりの上映使用料について

※使用料規程第2章第3節2上映(3)②を参照(同節1録音(1)のその他の20/100(当分の間、20/100を5/100と読み替えて取り扱います。)の額となります。)

1回当たりの上映時間	1分まで	1分を超え5分まで	5分を超え10分まで
1スクリーン当たりの使用料	250円	1,000円	1,500円

◆ スクリーン数について

- ・スクリーン数とは、同時に上映するスクリーン数となりますので、一つの劇場であっても、複数のスクリーンがある場合は、実際に上映するスクリーンを全てカウントしてください。
- ・上映する日によって上映する場所が異なる場合は、最も上映するスクリーン数が多い日のスクリーン数となります。

◆ 使用料の計算方法について

劇場用CM上映報告書兼明細書の「スクリーン数」及び「1回当たりの上映時間」を入力することにより、使用料が算出されます。

計算例

30秒CMを、同時に120劇場、合計300スクリーンで上映する場合

スクリーン数	×	1スクリーン当たりの使用料	=	使用料(税別)
300		250円		75,000円

店頭でのCM上映・演奏の使用料について

店頭でのCM上映・演奏の使用料は、上映・演奏用媒体の複製個数に次の表の単価を乗じて算出します。

◆ 媒体1個当たりの単価

1個当たりの単価	
1個から10個まで	2,000 円
11個から50個まで	1,000 円
51個から100個まで	500 円
101個から500個まで	400 円
501個から1000個まで	300 円
1001個から10000個まで	200 円
10001個以上	100 円

◆ 複製個数について

複製個数は、上映（演奏）用の媒体数又は上映するモニター数（演奏する店舗数）のいずれか多い数となります。

◆ 使用料の計算方法について

店頭でのCM上映報告書兼請求明細書又は店頭でのCM演奏報告書兼請求明細書の「複製個数」を入力することにより、使用料が算出されます。

計算例

複製個数が219個の場合

使用料計算

1個当たりの単価		複製個数	小計	⇒	(税別)
1個から10個まで	2,000 円	× 10	= 20,000		132,600 円
11個から50個まで	1,000 円	× 40	= 40,000		
51個から100個まで	500 円	× 50	= 25,000		
101個から500個まで	400 円	× 119	= 47,600		
501個から1000個まで	300 円	× 0	= 0		
1001個から10000個まで	200 円	× 0	= 0		
10001個以上	100 円	× 0	= 0		
				(税別)	
				使用料	

店頭でのCM上映・演奏使用料早見表

(広告用複製物1個当たり)
(税抜)

複製個数		上映・演奏使用料	計算式
1個以上	1 個	2,000 円	2,000 × 複製個数
	2 個	4,000	
	3 個	6,000 円	
	4 個	8,000 円	
	5 個	10,000 円	
	6 個	12,000 円	
	7 個	14,000 円	
	8 個	16,000 円	
	9 個	18,000 円	
10個まで	10 個	20,000 円	
11個以上	20 個	30,000 円	1,000円 × (複製個数 - 10) + 20,000円
	30 個	40,000 円	
	40 個	50,000 円	
50個まで	50 個	60,000 円	
51個以上	60 個	65,000 円	
	70 個	70,000 円	
	80 個	75,000 円	
	90 個	80,000 円	
100個まで	100 個	85,000 円	
101個以上	200 個	125,000 円	400円 × (複製個数 - 100) + 85,000円
	300 個	165,000 円	
	400 個	205,000 円	
500個まで	500 個	245,000 円	
501個以上	600 個	275,000 円	300円 × (複製個数 - 500) + 245,000円
	700 個	305,000 円	
	800 個	335,000 円	
	900 個	365,000 円	
1,000個まで	1,000 個	395,000 円	
1,001個以上	2,000 個	595,000 円	200円 × (複製個数 - 1,000) + 395,000円
	3,000 個	795,000 円	
	4,000 個	995,000 円	
	5,000 個	1,195,000 円	
	6,000 個	1,395,000 円	
	7,000 個	1,595,000 円	
	8,000 個	1,795,000 円	
9,000 個	1,995,000 円		
10,000個まで	10,000 個	2,195,000 円	
10,001個以上	11,000 個	2,295,000 円	100円(複製個数 - 10,000) + 2,195,000円
	12,000 個	2,395,000 円	
	13,000 個	2,495,000 円	
	14,000 個	2,595,000 円	
	15,000 個	2,695,000 円	
	16,000 個	2,795,000 円	
	17,000 個	2,895,000 円	
	18,000 個	2,995,000 円	
	19,000 個	3,095,000 円	
	20,000 個	3,195,000 円	

街頭ビジョン・デジタルサイネージ・交通機関CMの上映使用料について

◆ 対象となる利用方法

駅、空港、商業施設、街頭、列車等に設置したデジタルサイネージにおいて、管理著作物を利用したCMを上映する場合が対象となります。
 ※販売店における店頭販促における上映については、「店頭でのCM上映・演奏」の取扱いが適用されます。
 ※催物での演奏等における、CM上映は、支部でのお手続きとなります。
 ※上映する街頭ビジョン等において、既に当協会との包括契約があり、同契約にCM上映が包含されている場合は、お手続きが不要になります。

◆ 使用料の計算方法

モニター1台あたりの使用料は、上映回数又は出稿に要する媒体費(以下「媒体費」という)を基に、次の方法により算出します。

1 上映回数が1,000回までの場合

1回上映当たりの単価 × 上映回数 = 使用料

①1回上映当たりの単価

上映場所等	計算単位	単価
街頭ビジョン、商業施設 駅、空港、等	1モニター・1回上映当たり	120円
列車内	1両・1回上映当たり	48円
タクシー、エレベーター等	1台・1回上映当たり	24円

②上映回数

上映回数は、上映した回数に応じて、下表の係数を乗じます(上映回数が10回を超える場合)。

上映回数	係数
100回まで	90%
101回から1000回まで	80%

(計算例)街頭ビジョン(1台)において1000回上映した場合

$120円 \times (100回 \times 90\% + 900回 \times 80\%) (a) = 97,200円$

2 上映回数が1,000回を超える場合

次の(1)又は(2)の算出方法で得られた額の、いずれか低額な方が使用料になります。

(媒体費が公表されていない場合は、(2)の使用料になります。)

(1) 公表された媒体費(上映料)の5%

ただし、最低使用料(1の1,000回分の使用料)を下表のとおりとします。

上映場所等	計算単位	金額
街頭ビジョン、商業施設 駅、空港、等	1モニター・1回上映当たり	97,200円
列車内	1両・1回上映当たり	38,880円
タクシー、エレベーター等	1台・1回上映当たり	19,440円

※媒体費は、実際の取引額ではなく媒体社又は媒体社が加盟する団体が公表している価格です。

(2) 1,000回分の使用料に上映回数1,000回までを増すごとに下表の金額を加算した額(a)

上映場所等	計算単位	単価
街頭ビジョン、商業施設 駅、空港、等	1モニター・1回上映当たり	1,200円
列車内	1両・1回上映当たり	480円
タクシー、エレベーター等	1台・1回上映当たり	240円

(a) 上映回数が1,000回ごとを超える分について、

1,000回に満たない分の回数×80%(小数点以下切上)が10回相当未満の合は、その回数相当を加算します。

(計算例)街頭ビジョンにおいて32,500回上映した場合

$$97,200\text{円}(1\text{の}1000\text{回分の使用料}) + \{(32,500\text{回} - 1,000\text{回}) / 1,000\} \times (b) \times 1,200\text{円} = 135,600\text{円}(c)$$

(b)小数点以下を切り上げる。(c)小数点以下を切り下げる。

上映回数	32,500 回	(1台 × 32500回)	
参酌回数	1,130 回相当		
内訳 (係数)			
1～100回	100 回	× 90%	90 回
101～1000回	900 回	× 80%	720 回
1001回～	31,500 回	⇒	320 回
合計			1,130 回
単価	参酌回数	②上映回数による使用料(税抜)	
120	1,130	135,600 円	

(取扱い)

・上映回数の計算単位

同一の構内又はネットワーク内における上映の場合は、

それぞれのモニターにおける上映回数を合算した回数をモニター1台当たりの上映回数とみなします。

(例)駅のコンコース内の10モニターでそれぞれ1000回上映した場合の計算方法は、

1モニターで10000回上映したものと見なします。

・モニター台数

同一場所に複数のモニターを設置して上映する場合は、設置状況によりモニター台数を減算します。

(例)1本の柱に複数のモニターを設置する場合は、1台とみなします。

(単価)

単価は当協会の使用料規程第2章第1節9ビデオグラムの上映を適用した使用料です。

広告宣伝車でのCM上映・演奏の使用料について

- ◆ 広告宣伝車1台あたりのCM上映・演奏の使用料は、利用期間・演奏時間に応じて以下の表により算出します。

1ヵ月の使用料(延べ演奏時間)

30時間まで	45時間まで	60時間まで	75時間まで	90時間まで
27,000円	41,000円	54,000円	68,000円	81,000円
105時間まで	120時間まで	135時間まで	150時間まで	150時間超
95,000円	108,000円	122,000円	135,000円	162,000円

1日の使用料(延べ演奏時間)

1時間まで	1時間30分まで	2時間まで	2時間30分まで	3時間まで
1,100円	1,700円	2,200円	2,800円	3,300円
3時間30分まで	4時間まで	4時間30分まで	5時間まで	5時間超
3,900円	4,400円	5,000円	5,500円	6,600円

- ◆ 使用料の計算方法について
 広告宣伝車でのCM上映・演奏報告書兼請求明細書の「利用期間」「1日の演奏時間」を入力することにより、使用料が算出されます。

	利用期間	走行地区	1日の演奏時間	使用料
1	2022年12月1日 ~ 2022年12月9日	渋谷区内	180 分	29,700
2	2022年1月3日 ~ 2022年1月11日	札幌市内	240 分	39,600
3	2023年1月1日 ~ 2023年3月31日	大阪府内	120 分	162,000

- 利用期間：9日間 1日の演奏時間：3時間まで
 3時間 × 9日間 = 63時間(延演奏時間)
 1日の使用料 3時間まで : 3,300円 × 9日 = 29,700円(税抜)
- 利用期間：9日間 1日の演奏時間：4時間まで
 4時間 × 9日間 = 63時間(延演奏時間)
 1日の使用料 4時間まで : 4,400円 × 9日 = 39,600円(税抜)
- 利用期間：3か月間
 1ヵ月の演奏時間：120(分)×30(日)÷60時間まで
 1ヵ月の使用料 60時間まで : 54,000円 × 3ヵ月 = 162,000円(税抜)

- ◆ 適法録音物の利用について
 適法に録音された録音物によるご利用の場合、適用される規定に定める使用料(上表)の50%の額となります。